

## 2019年8月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

8月度の全体の相談受付件数は計158件で、前月度と比較すると19件減（新車関係24件増、中古車関係46件減）、対前年同月比では85件増（新車関係63件増、中古車関係10件増）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約52%（82件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約73%（60件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（39件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約63%（99件）を占めています。

#### 【相談者の内訳・2019年8月】

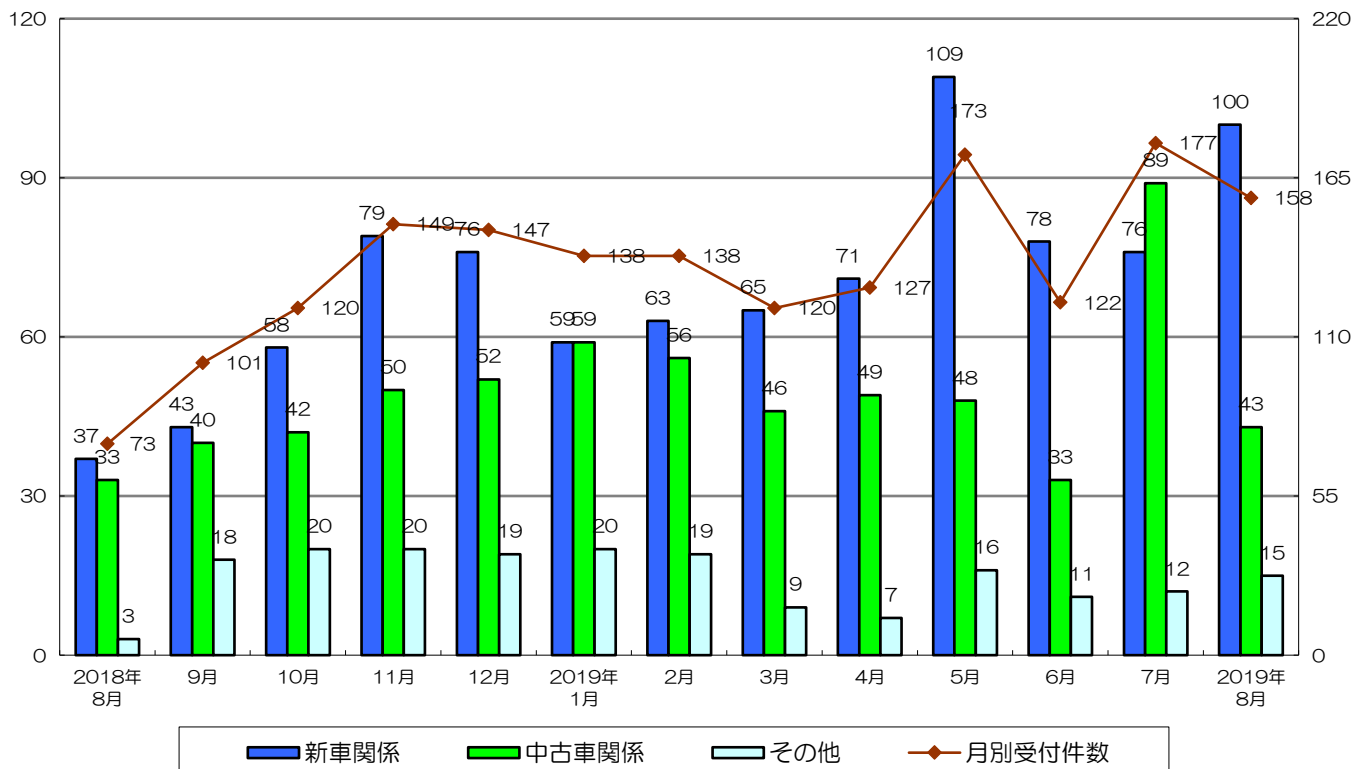
相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	100	43	15	158
広告代理店	62	14	6	82
メーカー系ディーラー	26	9	4	39
自動車関係団体	2	5	2	9
中古車専門店	2	10	1	13
中古車情報誌社	0	1	0	1
メーカー	4	3	1	8
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	4	0	1	5

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	60
中古車専門店	15
その他	1

#### 【相談受付件数の推移・2018年8月～2019年8月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する相談が全体の約39%、『抽象的な問合せ』に関する相談が約27%を占めており、両項目で表示に関する相談の約66%を占めています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	85	85.0%	その他相談	5	5.0%
景品関係	10	10.0%	合計	100	100.0%

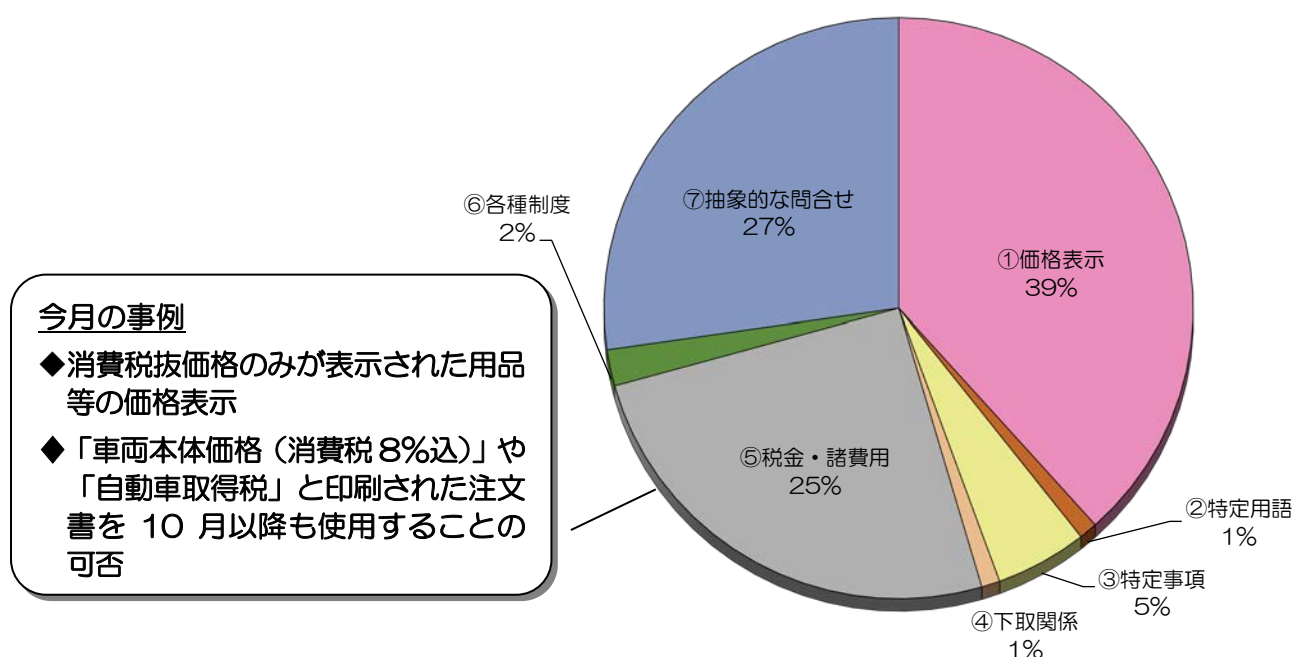
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	33	38.8%	④下取関係	1	1.2%
表示方法	18	21.2%	⑤税金・諸費用	21	24.7%
付属品・特別仕様	2	2.4%	税金	21	24.7%
値引き表示	6	7.1%	⑥各種制度	2	2.4%
割賦・リース	7	8.2%	免・減税関係	1	1.2%
②特定用語	1	1.2%	補助金関係	1	1.2%
新発売等	1	1.2%	⑦抽象的な問合せ	23	27.1%
③特定事項	4	4.7%	広告表現の可否	15	17.6%
燃費	1	1.2%	企画の可否	5	5.9%
安全・環境	2	2.4%	抽象的な問合せ	3	3.5%
特別仕様・限定	1	1.2%	合計	85	100.0%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	30.0%	期間延長	1	10.0%
一般懸賞(抽選等)	5	50.0%	抽象的な問合せ	1	10.0%
			合計	10	100.0%

### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

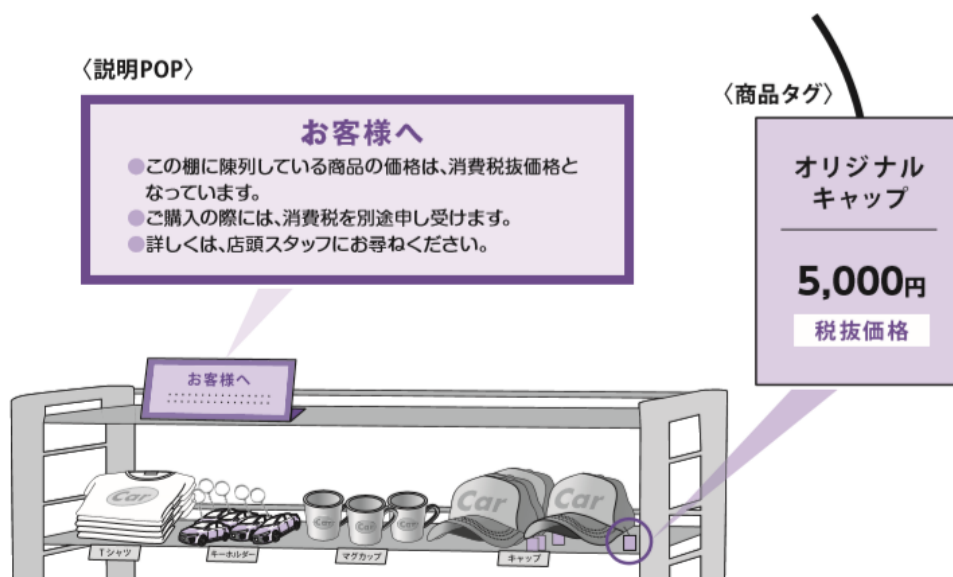
## 今月の事例 [新車関係]

### 〔消費税抜価格のみが表示された用品等の価格表示〕

Q. 車両については、10月以降も引き続き消費税込価格を表示しますが、キャップやTシャツなど、消費税抜価格のみが表示された用品等についても、消費税込価格を表示しなければならないのでしょうか？

A. キャップやTシャツなどの用品等については、消費税込価格の表示義務はありませんが、同一店舗内に消費税込価格と消費税抜価格の用品等が混在した場合、消費者が誤解する可能性もありますので、例えば、消費税抜価格の用品等を陳列した棚には、「表示価格は消費税抜価格となっているため、購入の際には、消費税を別途申し受ける」旨を明瞭に表示する等の対応を行って下さい。

### 【適切な表示例】



〔「車両本体価格（消費税8%込）」や「自動車取得税」と印刷された注文書を10月以降も使用することの可否〕

Q. 現在使用している注文書には、「車両本体価格（消費税8%込）」や「自動車取得税」と印刷されていますが、10月1日以降、消費税が10%に引き上げられ、自動車関係諸税も見直された後は、当該注文書を使用することはできますか？

A. 「車両本体価格（消費税8%込）（10%）」、「~~自動車取得税~~自動車税（環境性能割）」、「自動車税（種別割）」等、当該箇所を訂正する等、適切に表示すれば、注文書の在庫が残っている間は使用することはできません。併せて、商談の際にも、丁寧に分かりやすく説明して下さい。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『抽象的な問い合わせ』に関する相談が全体の約44%、『価格表示』に関する相談が約17%を占めており、両項目で表示に関する相談の約61%を占めています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	36	83.7%	その他相談	4	9.3%
景品関係	3	7.0%	合計	43	100.0%

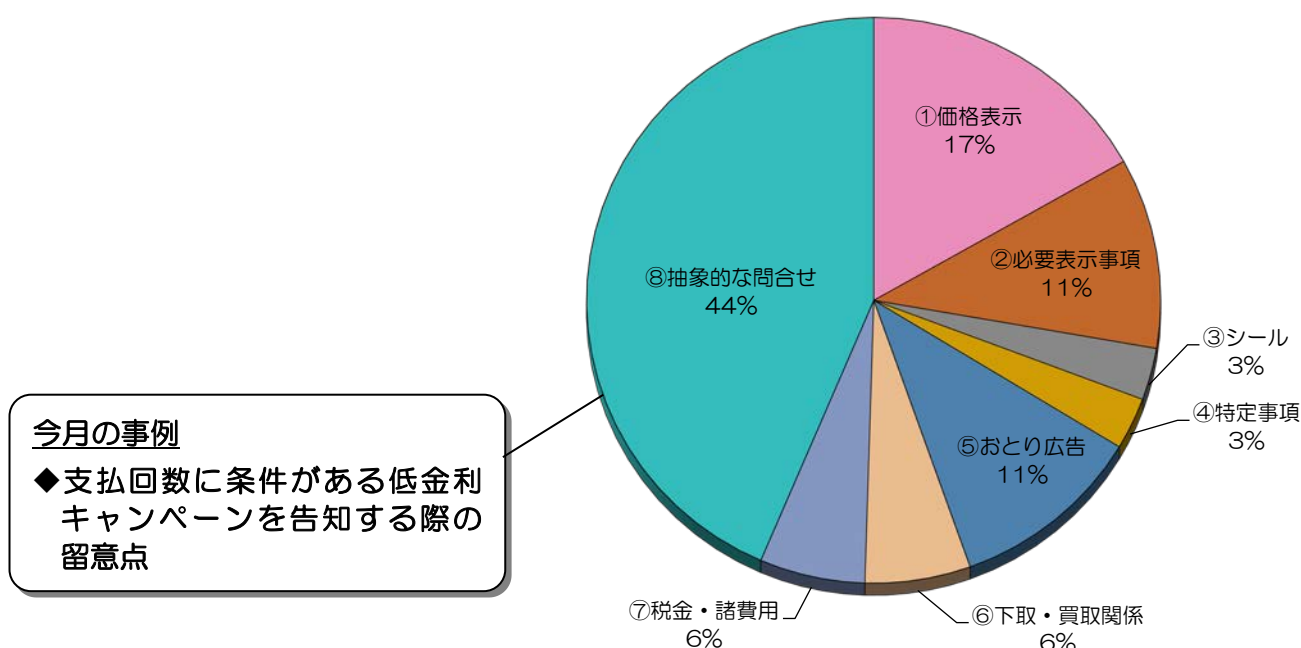
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	6	16.7%	④特定事項	1	2.8%
表示方法	2	5.6%	燃費	1	2.8%
値引き表示	2	5.6%	⑤おとり広告	4	11.1%
支払い総額	1	2.8%	⑥下取・買取関係	2	5.6%
その他(価格)	1	2.8%	⑦税金・諸費用	2	5.6%
②必要表示事項	4	11.1%	税金	2	5.6%
走行距離数	3	8.3%	⑧抽象的な問合せ	16	44.4%
整備実施状況	1	2.8%	広告表現の可否	11	30.6%
③シール	1	2.8%	抽象的な問合せ	5	13.9%
			合計	36	100.0%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	66.7%	抽象的な問合せ	1	33.3%
			合計	3	100.0%

#### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔支払回数に条件がある低金利キャンペーンを告知する際の留意点〕

Q. 当社では、ローンでご成約の方を対象に、120回払いの場合限定で、通常金利7.9%を3.9%にする低金利キャンペーンを実施したいと考えていますが、当該キャンペーンを告知する際、「当社指定のローンでご成約の方を対象に、通常7.9%を特別低金利3.9%」と表示すれば、問題ないですか？

【問題となる表示例】

## 8月限定 低金利キャンペーン!

当社指定のローンでご成約の方を対象に、通常**7.9%**を、

特別低金利 **3.9%**

  
.....  
.....  
.....

  
.....  
.....  
.....

  
.....  
.....  
.....

※低金利キャンペーンの適用を受けるためには、当社指定の120回払いのローンご利用でご成約することが条件です。

A. 120回払いのローンを利用しなければ、当該キャンペーンの対象にならないのであれば、「当社指定の」だけでなく、具体的に「120回払いのローンご利用でご成約の方を対象に」等、低金利が適用される条件を明瞭に表示(※)して下さい。

※明瞭に表示するとは

強調表示した文字と著しく異ならない大きさやバランスで、視認性等に配慮して表示すること  
(例えば、強調表示の1/3以上かつ12ポイントの大きさを背景に配慮して表示する)

【正しい表示例】

## 8月限定 低金利キャンペーン!

当社指定の**120回払い**のローンご利用で  
ご成約の方を対象に、通常**7.9%**を、

特別低金利 **3.9%**

  
.....  
.....  
.....

  
.....  
.....  
.....

  
.....  
.....  
.....